

野田市告示第81号

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和8年野田市規則第6号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり改め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

野田市長 鈴木 有

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

野田市スポーツ施設使用許可申請書

スポーツ施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用施設名					
使用目的			使用人員		
団体名			区分		
使用責任者			電話番号		
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
使用器具					
※ 使用料					
※許可年月日	年 月 日	※許可番号	第 号	※取扱者	

注 ※印の欄は、記入する必要がありません。

年 月 日

様

野田市長



野田市スポーツ施設使用許可(不許可)通知書

年 月 日付けで申請のありましたスポーツ施設の使用について、  
次のとおり決定しましたので通知します。

決定事項	許 可	不許可
使用施設名		
使用目的		使用人員
団 体 名	区 分	
使用日時	年 月 日 時 分から	時 分まで
使用器具		
使 用 料		
許可年月日	年 月 日	許 可 番 号 第 号

不許可とする理由	
----------	--

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

野田市スポーツ施設使用料減免申請書

スポーツ施設の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用施設名			
使用日時	年 月 日	時 分から	時 分まで
使用目的			
団体名		使用人員	
使用器具			
使用料の額		減免の額	
減免の理由			

第 号  
年 月 日

様

野田市長



野田市スポーツ施設使用料減免通知書

年 月 日付けで申請のありましたスポーツ施設の使用料の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

使用施設名			
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
使用目的			
団体名		使用人員	
使用器具			
使用料の額		減免の額	
備考			

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

㊟

野田市スポーツ施設の特別の設備設置許可申請書

スポーツ施設の特別の設備の設置の許可について、次のとおり申請します。

施 設 名			
設 置 の 目 的			
設 置 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		日間
設置物の種類、構造、数量及び規模			
工事の実施方法			
工事の実施期間	年 月 日 着手 年 月 日 完了		
施設の復旧方法			

第 号  
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市スポーツ施設の特別の設備設置許可(不許可)通知書

年 月 日付けで申請のありましたスポーツ施設の特別の設備の設置について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 事 項	許 可	不 許 可
施 設 名		
設 置 の 目 的		
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
設置物の種類、構造、数量及び規模		
施設の復旧方法		

不許可とする理由	
----------	--

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地  
申請者 団体名  
代表者氏名 ㊟

野田市営関宿スポーツパーク指定管理者指定申請書

野田市営関宿スポーツパーク施設の指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び野田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2項に規定する書類を添付して申請します。

第 号  
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市営関宿スポーツパーク指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、野田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。  
(理由)

第 号  
年 月 日

様

野田市長

印

### 野田市営関宿スポーツパーク指定管理者指定通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、下記のとおり指定したので野田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

記

1 指定期間

2 管理業務の範囲